

令和7年第4回（9月）吉川市議会定例会

議 案 書

吉 川 市

★この議案書は個人情報に配慮するため一部加工しています

No.	議案番号	件名	頁
1	報告第5号	専決処分事項の承認について	1
2	第71号議案	吉川市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	16
3	第72号議案	吉川市介護福祉総合条例の一部を改正する条例	20
4	第73号議案	吉川市議会議員及び吉川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例	29
5	第74号議案	吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	32
6	第75号議案	職員の育児休業等に関する条例及び吉川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	36
7	第76号議案	市道の路線認定について	43
8	第77号議案	公平委員会委員の選任について	45
9	第78号議案	令和6年度吉川市一般会計歳入歳出決算の認定について	47
10	第79号議案	令和6年度吉川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	48
11	第80号議案	令和6年度吉川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	49
12	第81号議案	令和6年度吉川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	50
13	第82号議案	令和6年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	51
14	第83号議案	令和6年度吉川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	52
15	第84号議案	令和6年度吉川市下水道事業会計決算の認定について	53
16	第85号議案	令和6年度吉川市農業集落排水事業会計資本金の額の減少及び決算の認定について	54
17	第86号議案	令和7年度吉川市一般会計補正予算（第2号）	—
18	第87号議案	令和7年度吉川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	—

19	第 88 号議案	令和 7 年度吉川市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	—
20	第 89 号議案	令和 7 年度吉川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	—
21	第 90 号議案	令和 7 年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	—
22	第 91 号議案	令和 7 年度吉川市水道事業会計補正予算（第 1 号）	—
23	第 92 号議案	令和 7 年度吉川市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	—

報告第5号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度吉川市一般会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

理由

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を受け、物価高により厳しい状況にある生活者への支援を行うため実施する定額減税補足給付金給付事業（不足額給付）について、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等の確定により、当初、国が想定していた不足額給付対象者を上回ることが判明し、当該給付事業における事務費が不足することから緊急に予算措置する必要性が生じたため、令和7年度吉川市一般会計補正予算（第1号）を専決処分したものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年度吉川市一般会計補正予算（第1号）（別紙）

令和7年7月29日

吉川市長 中原恵人

別紙

令和7年度吉川市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度吉川市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,572千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,569,572千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		5,595,156	10,572	5,605,728
	2. 国庫補助金	716,939	10,572	727,511
歳入	合計	28,559,000	10,572	28,569,572

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,479,033	10,572	2,489,605
	1. 総務管理費	1,620,878	10,572	1,631,450
歳 出	合 計	28,559,000	10,572	28,569,572

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	5,595,156	10,572	5,605,728
歳入合計	28,559,000	10,572	28,569,572

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費	2,479,033	10,572	2,489,605
歳 出 合 計	28,559,000	10,572	28,569,572

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
10,572			
10,572			

2 歳 入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費国庫補助金	237,356	10,572	247,928
計	716,939	10,572	727,511

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 総務費補助金	10,572	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 10,572

15. 国庫支出金

3 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
15. 定額減税補 足給付金事 業費	0	10,572	10,572	10,572 国 (10,572)			
計	1,620,878	10,572	1,631,450	10,572			

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
3. 職員手当等	500	10. 定額減税補足給付金給付事業 (不足額給付)	10,572
10. 需用費	200	3 職員手当等	500
11. 役務費	3,272	時間外勤務手当	500
12. 委託料	6,600	10 需用費	200
		消耗品費	200
		11 役務費	3,272
		通信運搬費	2,072
		手数料	1,200
		12 委託料	6,600
		事務委託料	6,600

2. 総務費

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	422人 (563人)	494,807	1,591,334	1,343,040	3,429,181	635,322	4,064,503	
補正前	422人 (563人)	494,807	1,591,334	1,342,540	3,428,681	635,322	4,064,003	
比 較	0人 (0人)	0	0	500	500	0	500	

※ () 内は短時間勤務職員で外書き

職員手当の内訳

区 分	補 正 後	補 正 前	比 較
扶 養 手 当	31,677	31,677	0
地 域 手 当	97,384	97,384	0
管 理 職 手 当	46,800	46,800	0
通 勤 手 当	34,830	34,830	0
住 居 手 当	35,833	35,833	0
期 末 手 当	467,123	467,123	0
勤 勉 手 当	387,121	387,121	0
時 間 外 勤 務 手 当	239,563	239,063	500
特 殊 勤 務 手 当	1,427	1,427	0
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	1,282	1,282	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	405人 (2人)		1,491,286	1,120,613	2,611,899	525,149	3,137,048	
補正前	405人 (2人)		1,491,286	1,120,113	2,611,399	525,149	3,136,548	
比 較	0人 (0人)	0	0	500	500	0	500	

※ () 内は短時間勤務職員で外書き

職員手当の内訳

区 分	補 正 後	補 正 前	比 較
扶 養 手 当	31,677	31,677	0
地 域 手 当	91,384	91,384	0
管 理 職 手 当	46,800	46,800	0
通 勤 手 当	32,610	32,610	0
住 居 手 当	35,833	35,833	0
期 末 手 当	351,520	351,520	0
勤 勉 手 当	290,121	290,121	0
時 間 外 勤 務 手 当	238,211	237,711	500
特 殊 勤 務 手 当	1,175	1,175	0
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	1,282	1,282	0

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	17人 (561人)	494,807	100,048	222,427	817,282	110,173	927,455	
補正前	17人 (561人)	494,807	100,048	222,427	817,282	110,173	927,455	
比 較	0人 (0人)	0	0	0	0	0	0	

※ () 内は短時間勤務職員で外書き

職員手当の内訳

区 分	補 正 後	補 正 前	比 較
地 域 手 当	6,000	6,000	0
通 勤 手 当	2,220	2,220	0
期 末 手 当	115,603	115,603	0
勤 勉 手 当	97,000	97,000	0
時 間 外 勤 務 手 当	1,352	1,352	0
特 殊 勤 務 手 当	252	252	0

(2) 職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
職 員 手 当	千円 500	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	500	○会計年度任用職員以外の職員 500 ○会計年度任用職員 0

第71号議案

吉川市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

吉川市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和58年吉川町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項号」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項号とし、移動後項号に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項号（以下「追加項号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級又は2級の障害を有するもの</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの</p>

<p>(4)及び(5) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4 この条例において「精神通院医療費」とは、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律（平成17年法律第123号） 第58条の規定により公費負担された医療費 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律施行令（平成18年政令第1 0号）第1条の2第3号の精神通院医療（以下 この項において「精神通院医療」という。）に 係るものに限る。）の自己負担分（高齢者の医 療の確保に関する法律の規定による後期高齢者 医療の被保険者で、精神通院医療に該当する医 療費を自己負担したが公費負担が発生しなかつ た場合における自己負担分を含む。）をいう。</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p>（対象者）</p> <p>第3条 この条例による医療費助成金の支給の対 象となる者（以下「対象者」という。）は、医 療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加 入者（被保険者、組合員又は加入者であった者 を含む。以下「被保険者等」という。）及び被 扶養者である重度心身障害者であって、次の各 号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者（次に掲げる者を除 く。）</p> <p>ア 他の市町村又は特別区（以下「他市町村 等」という。）から障害者の日常生活及び</p>	<p>(4)及び(5) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4 略</u></p> <p>（対象者）</p> <p>第3条 この条例による医療費助成金の支給の対 象となる者（以下「対象者」という。）は、医 療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加 入者（被保険者、組合員又は加入者であった者 を含む。以下「被保険者等」という。）及び被 扶養者である重度心身障害者であって、次の各 号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者（次に掲げる者を除 く。）</p> <p>ア 他の市町村又は特別区（以下「他市町村 等」という。）から障害者の日常生活及び</p>
---	---

<p>社会生活を総合的に支援するための法律第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所し、入院し、又は入居している者</p> <p>イ～コ 略</p> <p>(2)～(13) 略</p> <p>2 略</p> <p>(医療費助成)</p> <p>第4条 市は、対象者に係る一部負担金（次に掲げる一部負担金を除く。）について、対象者に助成金の支給（以下「医療費助成」という。）を行うものとする。ただし、受給者の責め（税の未申告等）により過分の自己負担があるときは、その額につき助成金の対象としない。</p> <p>(1) <u>第2条第1項第3号に掲げる重度心身障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級の障害を有する者に限る。）が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に掲げる精神病床に入院したときの一部負担金</u></p> <p>(2) <u>第2条第1項第3号に掲げる重度心身障害</u></p>	<p>社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所し、入院し、又は入居している者</p> <p>イ～コ 略</p> <p>(2)～(13) 略</p> <p>2 略</p> <p>(医療費助成)</p> <p>第4条 市は、対象者に係る一部負担金（<u>第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者（同項の他の号に該当する者を除く。）が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。</u>）について、対象者に助成金の支給（以下「医療費助成」という。）を行うものとする。ただし、受給者の責め（税の未申告等）により過分の自己負担があるときは、その額につき助成金の対象としない。</p>
---	---

<p>者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める2級の障害を有する者に限る。）に係る精神通院医療費以外の一部負担金</p> <p>2及び3 略</p>	<p>2及び3 略</p>
--	---------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の吉川市重度心身障害者医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

令和7年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

重度心身障害者医療費について、精神障害者保健福祉手帳2級所持者の精神通院医療に係る医療費を対象に追加したいので、この案を提出するものである。

第72号議案

吉川市介護福祉総合条例の一部を改正する条例

吉川市介護福祉総合条例（平成12年吉川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項、号及び号の細目の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項、号及び号の細目の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第7条 市は、法令及びこの条例に定めるところにより、次に掲げる介護福祉を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) おおむね65歳以上の虚弱者に対する福祉施策</p> <p>ア～ク 略</p> <p>ク 略</p> <p>(3) 介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業対象者に対する福祉施策</p>	<p>第7条 市は、法令及びこの条例に定めるところにより、次に掲げる介護福祉を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) おおむね65歳以上の虚弱者に対する福祉施策</p> <p>ア～ク 略</p> <p><u>ケ 配食サービス</u></p> <p>ク 略</p> <p>(3) 介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業対象者に対する福祉施策</p>

<p>ア～ケ 略</p> <p>コ 略</p> <p>(4) 要支援者に対する福祉施策</p> <p>ア～シ 略</p> <p>ス 略</p> <p>(5) 要介護者に対する福祉施策</p> <p>ア～コ 略</p> <p>サ 略</p> <p>シ 略</p> <p>ス 略</p> <p>セ 略</p> <p>ソ 略</p> <p>(6) 身体障害者に対する福祉施策</p> <p>ア 障害者総合支援法第28条第1項第1号から第3号まで及び第5号から<u>第9号</u>までに掲げる障害福祉サービスに関する同項の介護給付費及び特例介護給付費の支給</p> <p>イ～フ 略</p> <p>(7) 知的障害者に対する福祉施策</p>	<p>ア～ケ 略</p> <p><u>コ 配食サービス</u></p> <p><u>サ 位置情報提供サービスの利用に係る費用の助成</u></p> <p>シ 略</p> <p>(4) 要支援者に対する福祉施策</p> <p>ア～シ 略</p> <p><u>ス 配食サービス</u></p> <p><u>セ 位置情報提供サービスの利用に係る費用の助成</u></p> <p>ソ 略</p> <p>(5) 要介護者に対する福祉施策</p> <p>ア～コ 略</p> <p><u>サ 訪問入浴</u></p> <p>シ 略</p> <p><u>ス 配食サービス</u></p> <p><u>セ 位置情報提供サービスの利用に係る費用の助成</u></p> <p>ソ 略</p> <p>タ 略</p> <p>チ 略</p> <p>ツ 略</p> <p>(6) 身体障害者に対する福祉施策</p> <p>ア 障害者総合支援法第28条第1項第1号から第3号まで及び第5号から<u>第10号</u>までに掲げる障害福祉サービスに関する同項の介護給付費及び特例介護給付費の支給</p> <p>イ～フ 略</p> <p>(7) 知的障害者に対する福祉施策</p>
--	---

<p>ア 障害者総合支援法第28条第1項第1号、<u>第2号</u>及び第4号から<u>第9号</u>までに掲げる障害福祉サービスに関する同項の介護給付費及び特例介護給付費の支給</p> <p>イ～キ 略</p> <p>ク 障害者総合支援法第77条第1項<u>第4号</u>に規定する事業（以下「障害者総合支援法の成年後見制度利用支援事業」という。）</p> <p>ケ～ツ 略</p> <p>テ 略</p> <p>ト 略</p> <p>チ 略</p> <p>リ 略</p> <p>ヌ 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 精神障害者に対する福祉施策</p>	<p>ア 障害者総合支援法第28条第1項第1号及び第4号から<u>第10号</u>までに掲げる障害福祉サービスに関する同項の介護給付費及び特例介護給付費の支給</p> <p>イ～キ 略</p> <p>ク 障害者総合支援法第77条第1項<u>第1号</u>の<u>2</u>に規定する事業（以下「障害者総合支援法の成年後見制度利用支援事業」という。）</p> <p>ケ～ツ 略</p> <p>テ <u>位置情報提供サービスの利用に係る費用の助成</u></p> <p>ト 略</p> <p>チ 略</p> <p>リ 略</p> <p>ヌ 略</p> <p>ヘ 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 精神障害者に対する福祉施策</p>
<p>ア 障害者総合支援法第28条第1項第1号、<u>第2号</u>及び第4号から<u>第9号</u>までに掲げる障害福祉サービスに関する同項の介護給付費及び特例介護給付費の支給</p> <p>イ～ソ 略</p> <p>タ 略</p> <p>チ 略</p> <p>リ 略</p>	<p>ア 障害者総合支援法第28条第1項第1号及び第4号から<u>第10号</u>までに掲げる障害福祉サービスに関する同項の介護給付費及び特例介護給付費の支給</p> <p>イ～ソ 略</p> <p>タ <u>位置情報提供サービスの利用に係る費用の助成</u></p> <p>チ 略</p> <p>リ 略</p> <p>ハ 略</p>

<p> <u>テ</u> 略 (10) 障害児に対する福祉施策 ア～ヌ 略 <u>ネ</u> 略 <u>ノ</u> 略 <u>ハ</u> 略 <u>ヒ</u> 略 <u>フ</u> 略 <u>ヘ</u> 略 (11) 略 (条例で定める介護福祉の内容) 第8条 前条に掲げる介護福祉のうち条例で定める介護福祉（介護保険給付以外のものをいう。以下この節において同じ。）の内容は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(15) 略 </p>	<p> <u>ト</u> 略 (10) 障害児に対する福祉施策 ア～ヌ 略 <u>ネ</u> <u>位置情報提供サービスの利用に係る費用の助成</u> <u>ノ</u> 略 <u>ハ</u> 略 <u>ヒ</u> 略 <u>フ</u> 略 <u>ヘ</u> 略 <u>ホ</u> 略 (11) 略 (条例で定める介護福祉の内容) 第8条 前条に掲げる介護福祉のうち条例で定める介護福祉（介護保険給付以外のものをいう。以下この節において同じ。）の内容は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(15) 略 (16) <u>配食サービス 食生活の改善、健康の増進及び地域社会との交流を図るため、市内に住所を有する次のいずれかに該当する者を対象に食事を配送する施策</u> <u>ア おおむね65歳以上のひとり暮らしの者</u> <u>イ おおむね65歳以上の者のみで構成される世帯に属する者</u> (17) <u>位置情報提供サービスの利用に係る費用の助成</u> 事故の防止等のため、市内に住所を </p>
--	--

	<p>有し、徘徊等が見られる次のいずれかに該当する者で必要な機器を入手したものを対象に、当該該当する者が徘徊等した場合に早期に発見し、その者を介護する者にその居場所を伝えることができるシステムの利用に係る費用の一部を助成する施策</p> <p>ア 要支援者</p> <p>イ 要介護者</p> <p>ウ 知的障害者</p> <p>エ <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者</u></p> <p>オ <u>療育手帳の交付又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた障害児</u></p> <p>(18) <u>訪問入浴 生活の質の確保及び心身の負担の軽減を図るため、次のア及びイの区分に掲げる者で医師の診断により入浴が可能と認められたものを対象に訪問入浴車によりその者の居宅に訪問し、入浴のサービスを1月当たり当該ア及びイに定める回数を提供する施策</u></p> <p>ア <u>要介護認定により要介護1、要介護2又は要介護3のいずれかに認定され、かつ、居宅介護サービス費の支給に係る訪問入浴介護を1月当たり1回以上利用している要介護者 1回（7月から9月までにあつては、3回）</u></p>
--	---

<p>(16)から(19)まで 削除</p> <p>(20)～(22) 略</p> <p>(23) タクシー利用券の交付 日常生活の利便及び経済的な負担の軽減のため、市内に住所を有し、次のいずれかに該当する者で規則で定める施設に入院又は入所をしていないものを対象にタクシーの利用券を交付する施策</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第2項の規定による1級の記載のある精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者又は障害児</p> <p>(24) 自動車燃料費の助成 日常生活の利便及び経済的な負担の軽減のため市内に住所を有し、次のいずれかに該当する者で規則で定める施設に入院又は入所をしていないものを対象に当該該当する者又はその者の属する世帯の世帯員が生業、通所、通学、通院等に使用する自動車の運行に伴う費用の一部を補助する施策</p> <p>ア及びイ 略</p>	<p><u>イ 要介護認定により要介護4又は要介護5のいずれかに認定され、かつ、居宅介護サービス費の支給に係る訪問入浴介護を7月から9月までにおいて1月当たり3回以上利用している要介護者 7月から9月までに限り1回</u></p> <p><u>(19) 削除</u></p> <p>(20)～(22) 略</p> <p>(23) タクシー利用券の交付 日常生活の利便及び経済的な負担の軽減のため、市内に住所を有し、次のいずれかに該当する者で規則で定める施設に入院又は入所をしていないものを対象にタクシーの利用券を交付する施策</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第2項の規定による1級<u>又は2級</u>の記載のある精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者又は障害児</p> <p>(24) 自動車燃料費の助成 日常生活の利便及び経済的な負担の軽減のため市内に住所を有し、次のいずれかに該当する者で規則で定める施設に入院又は入所をしていないものを対象に当該該当する者又はその者の属する世帯の世帯員が生業、通所、通学、通院等に使用する自動車の運行に伴う費用の一部を補助する施策</p> <p>ア及びイ 略</p>
---	---

<p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第2項の規定による1級の記載のある精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者又は障害児</p> <p>(25)～(28) 略</p> <p>2 略</p> <p>(利用者等の負担)</p> <p>第10条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 次に掲げる福祉施策を利用する者又はその者の介護をする者は、当該福祉施策に要する費用として市長が定める額の100分の10に相当する額を負担するものとする。この場合において、円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 市長は、第3項、第4項及び第7項の市長が定める額を定め、又は変更したときは、告示し</p>	<p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第2項の規定による1級又は<u>2級の記載のある精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者又は障害児</u></p> <p>(25)～(28) 略</p> <p>2 略</p> <p>(利用者等の負担)</p> <p>第10条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 次に掲げる福祉施策を利用する者又はその者の介護をする者は、当該福祉施策に要する費用として市長が定める額の100分の10に相当する額を負担するものとする。この場合において、円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 訪問入浴</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>5 配食サービスを利用する者は、実施されるサービスの提供に伴う原材料費等として市長が定める額を負担するものとする。</u></p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 市長は、第3項から第5項まで及び第8項の市長が定める額を定め、又は変更したとき</p>
--	---

<p>なければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(福祉施策の負担金に関する経過措置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p>	<p>は、告示しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(福祉施策の負担金に関する経過措置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>市長は、次に掲げる福祉施策を利用する者</u> <u>で、令第38条第1項第1号又はこれらの者と</u> <u>同等の状態にあると市長が認めるものに対し当</u> <u>分の間、規則で定めるところにより福祉施策に</u> <u>係る負担金を減額するものとする。</u></p> <p><u>(1) 生活支援ショートステイ</u></p> <p><u>(2) 訪問入浴</u></p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 吉川市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例（令和7年吉川市条例第 号。以下「改正条例」という。）の施行の際現に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第2項の規定による2級の記載のある精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者又は障害児であつて、改正条例の規定による改正後の吉川市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和58年吉川町条例第2号）第2条第1項第3号の規定により医療費助成金の支給の対象となった者以外のもののうち市長が必要と認めるものに対するタクシー利用券の交付及び自動車燃料費の助成については、なお従前の例による。

令和7年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

社会情勢や利用者を取り巻く環境の変化等を踏まえ、高齢福祉サービス及び障害福祉サービスの見直しを行うとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

第73号議案

吉川市議会議員及び吉川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

吉川市議会議員及び吉川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成10年吉川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(選挙運動用ビラの作成の公営)</p> <p>第6条 法第142条第11項の規定により、候補者は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>に、選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができることとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成の公営)</p> <p>第6条 法第142条第11項の規定により、候補者は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に、選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができることとする。</p> <p>2 略</p>
<p>(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)</p> <p>第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)</p> <p>第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成</p>

枚数（当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り。）を乗じて得た金額を、第6条第2項において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動用ポスターの作成の公営）

第9条 法第143条第15項の規定により、候補者は、候補者1人について、586円88銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（その金額に1円に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下「単価の限度額」という。）に、選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、ポスター掲示場の数に10分の12を乗じて得た数を超える場合には、当該10分の12を乗じて得た数とし、その数に1に満たない端数があるときには、その端数を切り上げるものとする。）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができることとする。

2 略

枚数（当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り。）を乗じて得た金額を、第6条第2項において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動用ポスターの作成の公営）

第9条 法第143条第15項の規定により、候補者は、候補者1人について、541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（その金額に1円に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下「単価の限度額」という。）に、選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、ポスター掲示場の数に10分の12を乗じて得た数を超える場合には、当該10分の12を乗じて得た数とし、その数に1に満たない端数があるときには、その端数を切り上げるものとする。）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができることとする。

2 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の吉川市議会議員及び吉川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和7年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正に伴い、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動に係る公費負担の限度額を国に準じて改正したいので、この案を提出するものである。

第74号議案

吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年吉川町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条項等とし、移動後条項等に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条項等を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 職員は、次に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(14)の2 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）<u>、</u>父母、子、配偶者の父母<u>その他規則で定める者（第18条の3第1項において「配偶者等」という。）</u>で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護<u>その他規則で定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる</u></p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 職員は、次に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(14)の2 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）<u>、</u>父母、子、配偶者の父母<u>その他規則で定める者（第18条の2第1項において「配偶者等」という。）</u>で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護<u>その他規則で定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる</u></p>

<p>場合 1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間</p> <p>(15)～(20) 略</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第18条 略</p> <p><u>(妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第18条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年吉川町条例第1号）第24条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>(3) 職員の育児休業等に関する条例第24条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する</u></p>	<p>場合 1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間</p> <p>(15)～(20) 略</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第18条 略</p>
---	---

<p><u>事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u></p> <p>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</p> <p><u>第18条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」とい</p>	<p>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</p> <p><u>第18条の2</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」とい</p>
---	--

<p>う。)その他の事項を知らせるとともに、介護 両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向 を確認するための面談その他の措置を講じなけ ればならない。</p> <p>2 略</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p><u>第18条の4</u> 略</p>	<p>う。)その他の事項を知らせるとともに、介護 両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出</u>(次条に おいて「<u>請求等</u>」という。)に係る当該職員の 意向を確認するための面談その他の措置を講じ なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p><u>第18条の3</u> 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

令和7年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)の一部改正に伴い、妊娠又は出産等についての申出をした職員に対する仕事と育児の両立に係る意向確認等についての規定を整備したいので、この案を提出するものである。

第75号議案

職員の育児休業等に関する条例及び吉川市企業職員の給与の種類及び基準に関する
条例の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年吉川町条例第1号）の一部を次のよう
に改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「追加条号」
という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する
同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条号を除く。以下
「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、
改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部
分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条（同法第17条後段において準用する場合を含む。）、第17条前段、第18条第3項並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項</u>の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条（同法第17条後段において準用する場合を含む。）、第17条前段、第18条第3項並びに<u>第19条第1項及び第2項</u>の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p>

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。次条において同じ。）

（第1号部分休業の承認）

第21条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第14条第2項第6号の規定による特別休暇（以下この項及び次項において「育児時間」という。）又は同条例第15条の2第1項に規定する介護時間を承認されている職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（部分休業の承認）

第21条 育児休業法第19条第1項の規定による承認（次項及び次条において「部分休業の承認」という。）は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第14条第2項第6号の規定による特別休暇（以下この項及び次項において「育児時間」という。）又は同条例第15条の2第1項に規定する介護時間を承認されている職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第21条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

てについて承認の請求が請求があったとき

当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第21条の3 育児休業法第19条第2項の条例

で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号

の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例

で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学

<p><u>校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u></p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第22条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u></p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第23条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u></p>	<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第22条 職員が<u>部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u></p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第23条 <u>第6条の規定は、育児休業法第19条第1項に規定する部分休業について準用する。</u></p>
--	---

(吉川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 吉川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年吉川町条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の</p>

<p>勤務時間の<u>全部又は一部</u>を勤務しないことをいう。) 、修学部分休業 (当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において管理者が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。) 、高齢者部分休業 (当該職員が、55歳に達した日以後の日で、当該職員の申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。) 、介護休暇 (当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者 (以下「要介護者」という。) の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。) 又は介護時間 (職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間 (当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。) 内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。) の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>勤務時間の<u>一部</u>を勤務しないことをいう。) 、修学部分休業 (当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において管理者が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。) 、高齢者部分休業 (当該職員が、55歳に達した日以後の日で、当該職員の申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。) 、介護休暇 (当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者 (以下「要介護者」という。) の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。) 又は介護時間 (職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間 (当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。) 内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。) の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>
---	---

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第21条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

令和7年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い、育児を行う職員の部分休業制度を拡充したいので、この案を提出するものである。

第76号議案

市道の路線認定について

次のとおり市道の路線認定をすることについて議決を求める。

路線認定

路線名	起 点	終 点
2-126	栄町708番6地先	中井三丁目154番地先
2-770	大字高久字佐左エ門423番地先	大字高久字佐左エ門422番地先
2-771	大字高久字佐左エ門450番2地先	大字高久字町田397番1地先
2-772	大字中曽根字八幡1055番地先	大字中曽根字八幡1050番3地先
2-773	大字中曽根字九反1300番地先	大字中曽根字九反1289番地先
2-774	大字中曽根字九反1219番1地先	大字中曽根字九反1288番3地先
2-1830	大字高久字町田367番1地先	大字高久字佐左エ門461番1地先
2-1831	大字高久字小幡1013番地先	大字高久字小幡460番地先
2-1832	大字高久字佐左エ門428番地先	大字高久字佐左エ門438番地先
2-1833	大字高久字佐左エ門455番1地先	大字高久字佐左エ門432番地先
2-1834	大字高久字佐左エ門457番1地先	大字高久字佐左エ門438番地先
2-1835	大字中曽根字九反1298番地先	大字中曽根字八幡1057番地先
2-1836	大字中曽根字八幡1061番地先	大字中曽根字九反1337番地先
2-1837	大字中曽根字九反1227番1地先	大字中曽根字九反1177番地先
2-1838	大字中曽根字九反1225番地先	大字中曽根字九反1221番2地先

2-1839	大字中曽根字九反1231番地先	大字中曽根字九反1240番1地先
2-1840	大字中曽根字九反1284番1地先	大字中曽根字九反1276番地先
2-1841	大字中曽根字九反1284番1地先	大字中曽根字九反1275番地先

令和7年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

県道加藤平沼線の一部が市道へ移管されることに伴う路線認定及び吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業による新設道路の路線認定をしたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、この案を提出するものである。

第77号議案

公平委員会委員の選任について

公平委員会委員に次の者を選任することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 森山健次

生年月日 ○○○○○○○○

令和7年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

公平委員会委員の森山健次氏が令和7年9月21日をもって任期満了となるため、再度選任することについて同意を得たいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 森山健次

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

平成21年10月 ○○○○○○○○

平成22年12月から
○○○○○○○○○

○○○○○○○○○

現在に至る

平成29年 9月から
吉川市公平委員会委員

現在に至る

第78号議案

令和6年度吉川市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度吉川市一般会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

第79号議案

令和6年度吉川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度吉川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

第80号議案

令和6年度吉川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度吉川市介護保険特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

第81号議案

令和6年度吉川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度吉
川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

第82号議案

令和6年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

第83号議案

令和6年度吉川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和6年度に生じた利益について令和6年度吉川市水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについて議決を求め、同法第30条第4項の規定により、令和6年度吉川市水道事業会計決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

第84号議案

令和6年度吉川市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度吉川市下水道事業会計決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

第85号議案

令和6年度吉川市農業集落排水事業会計資本金の額の減少及び決算の認定について
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第4項の規定により、資本金の額について令和6年度吉川市農業集落排水事業欠損金処理計算書（案）のとおり減少することについて議決を求め、同法第30条第4項の規定により、令和6年度吉川市農業集落排水事業会計決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年9月2日提出

吉川市長 中原恵人